令和７年１月農業委員会
定例委員会議事録

１．開始時間　令和７年１月２０日（月）

開会　　午前　　９ 時３０分

閉会　　午前　　９ 時５９分

２．開催場所　鳥栖市役所３階第３委員会室

３．出席者の状況

番号	委　員　氏　名	出欠
1	天　本　純　子	出
2	黒　田　和　彦	出
3	酒　井　恵　美	出
4	佐　藤　幸　信	出
5	篠　原　浩　二	出
6	田　代　英　毅	出
7	豊　増　義　治	出
8	永　渕　久　雄	出
9	久　冨　正ノ介	出
10	松　隈　清　志	出
11	松　雪　昭　俊	出

４．議事日程

第１　議事録署名委員の氏名

11番　松雪　昭俊　委員　　１番　天本　純子　委員

第２　会議書記の氏名

農業委員会事務局　王丸　貴将

第３　付議案件

議案第１号	農地法第４条の規定による許可申請について	１件
議案第２号	農用地利用集積計画について	１５件
報告第１号	農地法第４条の規定による届出について	１件
報告第２号	農地法第５条の規定による届出について	８件
報告第３号	農地法第１８条の規定による通知について	９件

５．農業委員会事務局職員

庄山　裕一　　武田　隆洋　　王丸　貴将

６．その他出席

傍聴者　　０名

議長

それでは、ただいまより令和７年１月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第２項の規定により、議席番号11番〇〇〇〇委員と議席番号１番〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第１号を議題といたします。

議案第１号、農地法第４条の規定による転用許可申請について１件、１筆でございます。

議案第１号、番号１の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、１ページをお願いいたします。

議案第１号、番号１の申請の詳細につきましては、別冊資料１の農地転用許可申請審査調書の１ページから３ページを御参照願います。

それでは、別冊資料１の１ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者の現在の住まいが老朽化しており、新たに農家住宅を建てるために転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水排水は東側側溝に放流される計画となっております。また、資金計画については住宅ローン審査結果書が添付をされております。

２ページに位置図、それから３ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当することから、第１種農地と判断をしております。

許可の基準といたしまして、第１種農地は原則不許可でございますが、例外許可として住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものという事項があります。

本申請は、地域に居住する者の住宅となり集落にも接続していることから、農地転用は許可しうると判断をしております。

以上、議案第１号、番号１の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員、どうぞ。

10番委員

10番の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

１月14日に、会長と私と〇〇委員、事務局で現地を確認をいたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は現在の住まいが老朽化しており、新たに農家住宅を建てるために転用申請されたものです。

現地確認の際に排水等についての説明も受けましたが、今回の農地転用申請について、特に問題は無いと思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたが、他にはございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第１号、番号１の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第２号を議題といたします。

議案第２号、番号１から番号15につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、２ページから８ページをお願いいたします。

議案第２号､農用地利用集積計画につきましては､農業経営基盤強化促進事業により15件、24筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、５ページ、７ページ及び８ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

まず、５ページをお願いいたします。

１の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が３万8,919平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稲」「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が22件、３万6,597平方メートル、使用貸借権が１件、2,322平方メートルとなっており、総合計が23件、３万8,919平方メートルとなっております。

次に、３の申請者の状況につきましては、貸人13名、借人９名、申請枚数は13枚となっております。

続きまして、７ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

１の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が4,043平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稲」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が１件、4,043平方メートルとなっております。

次に、３の申請者の状況につきましては、貸人が２名、借人２名となっており、 申請枚数は２枚となっております。

８ページを御覧ください。このページは、５ページと７ページの合計の集計表となります。

１の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は、記載のとおりでございまして、合計が４万2,962平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稲」「その他」の設定面積と件数につきましては、記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が23件、４万640平方メートル、使用貸借権が１件、2,322平方メートルとなっており、総合計が24件、４万2,962平方メートルとなっております。

次に、３の申請者の状況につきましては貸人15名、借人11名、申請枚数は15枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第２号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、○○委員どうぞ。

9番委員

９番の〇〇です。６ページのこの貸借料が100円ってどういうこと？

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

こちらにつきましては、〇〇〇〇〇のほうと最終的に賃貸借権の設定をされるということになっておりまして、そちらについて〇〇〇〇〇とのやり取りについては100円ということでされてるというふうに聞いておるところでございます。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員。

9番委員

そうばってん、相場ちゅうとなら100円じゃ、ちょっと。

議長

はい、〇〇委員どうぞ。

11番委員

11番の〇〇ですけど、自分たちも農業公社を通して賃借をやっております。それで、自分の田んぼを、一応農業公社に預けたような形で自分が借りとるわけですから、構成員の場合は、０円でも構わん、100円でも構わん、１万5,000円でも構わんということでございます。

結局は、もう自分の分をやる、手数料は多分農業公社は、幾らかそれ以上に何かそういう手数料を取ってるんじゃなかろうかと。

ですから０円でもいいと思うんですけど、同じ構成員でやり取りやっておりますので、人の田んぼやったらこういうことはまずないと思うんです。

以上でございます。（「はい、わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

議長

ほかにございませんか。

無いようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第２号、番号１から番号15の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます、賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第１号から報告第３号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは９ページをお願いいたします。

報告第１号、農地法第４条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして１件、２筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、10ページから12ページをお願いいたします。

報告第２号、農地法第５条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして８件、14筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、13ページから14ページをお願いいたします。

報告第３号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして９件、15筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し６か月以内の合意解約であり解約事由が書面により明らかであったので、受理したことを御報告いたします。

以上、報告第１号から報告第３号の説明とさせていただきます。

議長

ただいま、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いいたします。

その他の事項で委員の皆さんから、何かございませんか。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

７番の〇〇ですけど、以前、〇〇地区の開発とか、いろいろあっているみたいですけど、早く説明会とか勉強会をやってほしいと言っておりましたけど、その後はどうなっていますか。

議長

ちょっとこちらの情報というか、地元の状況がまだよく分かってないしどういう意見が出ているかとか、説明会とか何かあってるみたいなんですが、情報が入ってきてないような状況です。

地元委員さんのほうから何か、そういった話っていうのは何か出てたりしますか。

〇〇委員。

11番委員

11番の○○ですけど、開発の件で前回○○さんが言われたことでございましょうかね。それとも、もう動きなんですかね。今の現状の動きはどういうふうになっとるか、というような御質問ですか。

議長

はい、○○委員、どうぞ。

7番委員

鳥栖市の発表とか鳥栖市の流れだけじゃなして、私たちは農業委員なので、それより先に農地の情報とか農家の情報とか、知っておくべきだと思って私は言っとります。

なんでかというと、今ニュースとかであっておりますけど、稲作農家の倒産・廃業がえらい増えてるそうなんですよ。

それの予備軍が何倍もいろいろあっております。鳥栖だけでもそういう手助けがあったらいいなと思っておりますし、私たち○地区で開発が２遍あっております。○○町と今度のあれです。

そのときの状況を皆さんと一緒にお話しできるし、皆さんもできたら農地・農家のためにひと肌脱いだら、という私の意見です。

議長

はい、○○委員、どうぞ。

11番委員

11番の○○ですけど、現在、現在というと申し訳ないんですが、去年の12月25日付けで、鳥栖市長の向門さん、市長名で○○地区で耕作されている方、それと農地所有者の方に向けての、御案内文がございました。

私はどっちも該当しております。耕作者でもあるし、農地所有者でもございます。

ですが、この農地所有っちゅうのは、今度開発されるところの農地だけを示しとるんじゃなくて、北側、今県道が走っております。高速から県道が走って、国道３号までつながっとります。

県道から南側、○○町方面っちゅうですか○○町方面、こういう土地を持っておられる耕作者の方、あるいは農地所有者の方。私もほんの今、県道の横、もうほんの横でございますが、南側に田んぼを持っとります。これ全く開発に関係はございませんけど、県道の真横にも持っております。距離は２キロも３キロもあってえらい不便な田んぼ、作りに来るにも非常に今まで田植え機を転がして持ってきたり、いろんな不便なところでございましたですけど、今はそういうふうな法人○○○の中に入れていただいておりますんで、なかなか近こう

してよか、便利な場所になってしまいましたんですけど。

そういうところを対象に、ここに○○さんもおられますけど、○○さんたちの○○○○○○というのが、今、20町ばかりしてあります。ところが、開発の中でしますと、10町から12町ぐらいの、多分開発の中に入ってしまって、８町から10町ぐらいになるというような話を聞いております。

今後、農業を続けていくには、代替地の農地が欲しいというような代表さん、新聞に載っておりましたんですけど、そういうことを含めて言われてるのかなと。

ですが、今現在耕作地が残っとる南側のほうは、○○○○○○さんが60町、○○○○○が32町、あるいは認定農家の方が十何町とか、そういう人が田んぼをやっておられるわけですね。

それで、いくら市長名で、耕作不能の方は申し出てくださいという、こういう案内ですね。作り手を代わっていただけないでしょうか。そういう希望をされる方は出してくださいとか、農地所有者の方に関しては同じ文書みたいですけど、そういう回答頂いても、農地の売買を約束するものじゃない、と。

普通、代替地といいますと、もう○○さんも分かるとおり、金銭的も同じ値段とか、高いような値段で代替地ですから買い上げますよ、というようなことじゃないですよというのがこの文書なのかなと。

私宛に来とった、○○宛に来とった文章を２通とも持ってまいりました、一応。

これはなぜかというと、本来は地域計画の中で、○○さん御存じのとおり、１週間前ぐらい前地域計画について30人ばっか集まって話し合いをやりました。その中でも申し上げたとおりでございます。

耕作者の土地の奪い合いになったらいかんと、あるいは小作料の高くなったり、低くなったりするとやっぱどうしても高いところに地主の人は預けていってしまうんじゃなかろうかと。

そいけん、早く統一した耕作料にしていただくとか。そういうことをしながらすると、○○地区の農地が○○地区で大体守っていけるのかなあというようなことで、今の段階では、全然そういうふうな動きというか、こういう御案内は頂いておりますけど、この結果がどうなってるのとか、もう私には全く分かりません。

今の段階では、○○地区はそういう情報提供、サザン鳥栖クロスパークにおける代替耕作地の情報提供ということで御案内が来て、耕作地の耕作者の変更を希望される方、というような書き方で、非常に自分たちも苦しゅうございます。○○○○○○に預けとっとば耕作者を別の方に代わりたい方は申し出てくださいとか言われると、○○○○○に預けとったけど、○○○○○さんに預けるような方を指しておるのかなあというような解釈も得られるのかな

あと。

そげんなるとやっぱ同じ法人、よそに比べて○○地区が１番集積集約はいいんだろうと思っております。というのがもう法人でがばっと固まったり株式会社でどんと固まる。塊が４つしかないんです。そこに認定農家さんと入り作の方がおられて、○○地区は136町歩の田んぼをやっておるというようなことでございますんで、今後、やっぱ土地の奪い合いとかなってくるんじゃなかろうかとそこだけは心配しております。

ということで、概略でございますけど、○○地区の場合はそういうことでございます。

議長

はい、○○委員、どうぞ。

7番委員

はい、○○です。

私、地権者、売り手たちの心配はしておりません。私は耕作者の心配をみんなでしようと思っとります。30町から減るならその分個人も集落営農も減るんですよね。

さっき、心配されたように取り合いがありますよね。もう、こげん減ったら辞めるしかないという人もおるかわからん。その耕作者のことをどうでしょうかっちゅう私の考えです。

議長

冒頭の挨拶で述べましたように４月から農地中間管理機構のほうへの農地の貸借の一本化が４月から始まるわけなんで、そちらの業務との兼ね合いですね、うちの農業委員会で協力できることは、今の○○委員の情報等ありまして、そういったところで協力できるものは協力していきたいというふうには考えております。

耕作者であろうと土地保有者、隔たりなく、どちらの意見も偏らず、どちらにも耳をちょっと傾けていきたいとは考えておりますんで。

はい、○○委員どうぞ。

7番委員

最後に一言言いますけど、会長が言いよる、私が待っているのは結果報告じゃなして、せっかく農業委員はもう少し先に考えたらっちゅう考えだけです。

以上です。

議長

はい、わかりました。

ほかにございませんか。

事務局のほう、よろしくお願いします。

事務局

すいません、そしたら事務局から１点御報告をさせていただきます。

本日お配りしております事務連絡と書かれた紙のほうを御用意ください。

市報にも載っておりますけれども、市役所外構等工事に伴いまして、２月 17 日、月曜日から市役所本館東側の仮駐車場が使用できなくなります。現在、砂利敷きになっているところの駐車場でございます。

それに伴いまして、南側の駐車場のほうが開放されるということになっておりますので、地図を下のほうに載せておりますので御確認していただいて、来月来られるときにちょっと駐車場について御注意を頂ければと思っているところです。

あと、すいません、来週 29 日、30 日で視察を予定しておりますので、出席のほう皆さんよろしくお願いいたします。

以上になります。

議長

ほかにございませんか。

無いようですね。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和７年２月20日木曜日、午前９時30分より３階第３委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第１８条第２項の規定により署名する。

会　　長 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委　　員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿